

<認定新規農業者が活用できる助成制度>

機械・施設の導入支援 ～農業用機械や施設の導入を支援します～

<経営発展支援事業>

- ◇対象者 就農時に50歳未満の認定新規就農者
(令和4年度以降に新たに農業経営を開始する方)
- ◇補助額 補助対象事業費の **3 / 4**
(補助対象事業費上限：1,000万円、経営開始資金と併用する場合は500万円)

<就農条件整備事業>

- ◇対象者 就農から5年以内の認定新規就農者
- ◇補助額 補助対象事業費の **1 / 2**
(補助対象事業費上限額：1,600万円 / 5年間)
(注) 補助対象事業費上限額は、経営発展支援事業と併せた金額です。



生活費等の支援 ～就農初期の経営の安定と早期定着を支援します～

<経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金）>

- ◇対象者 各地域で作成される「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられた（又は位置づけが見込まれる）、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている就農時50歳未満の認定新規就農者
- ◇交付要件 前年世帯総所得額が600万円未満であること
就農応援交付金との併用不可 など
- ◇交付額 150万円 / 年（最長3年間）

<就農応援交付金事業>

- ◇対象者 経営開始資金の交付要件を満たさない方など
- ◇交付要件 経営開始資金との併用不可 など
- ◇交付額 就農後最長3年間交付
月額 1年目：10万円 2年目：6.5万円 3年目：4万円



<その他の支援制度>

農業後継者の育成支援 ～農業経営を引き継ぎたい方を支援します～

<親元就農促進支援交付金事業>

- ◇概要 認定農業者等の農業経営主が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族（親元就農者）に対する栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に最長2年間交付金を交付する。
- ◇交付額 10万円 / 月